

浜松市週休 2 日制工事（土木工事）実施要領

（趣旨）

第 1 条 この要領は、建設業における担い手の確保・育成のため、浜松市が発注する土木工事において、週休 2 日を確保する工事（以下、「週休 2 日制工事」という）の実施にあたり、必要な事項を定める。

（対象工事）

第 2 条 「週休 2 日制工事」の対象は、市長事務部局が発注する土木工事標準積算基準書、港湾工事標準積算基準書、土地改良工事積算基準及び治山林道必携により積算する工事を対象とする。ただし、次の号に掲げる工事は対象外とする。

- （1）当初設計金額 400 万円以下の工事
- （2）施工に必要な実日数（実働日数）が 1 週間程度と見込まれる工事
- （3）通年維持工事、緊急性の高い応急対策工事等
- （4）発注機関の長が対象工事に適さないと判断する工事

なお、（1）～（4）により対象外として発注する工事については、施工条件明示事項にその理由を記載すること。また、契約後、現場着手までに受発注者間協議を行い、必要に応じて対象とすることができる。

（用語の定義）

第 3 条 本要領において用いる用語は次のとおりとする。

（1）週休 2 日

ア 週休 2 日とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

イ 1 週間は、日曜日始まり土曜日終わりの 7 日間とする。

ウ 1 日は、0 時から 24 時とする。ただし、夜間工事等の特殊な場合は、受発注者間の事前協議により、作業開始時刻から 24 時間を 1 日として設定してもよいものとする。

（2）対象期間

工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇（6 日間）、夏季休暇（3 日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

（3）現場閉所

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。ただし、作業終了から 24 時間単位の休工を確保することで現場閉所とする。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日については、現

場閉所日数に含めるものとする。

(4) 現場閉所率

対象期間における現場閉所日数の割合現場閉所日数対象期間日数で算定する。現場閉所率が 28.5%以上の場合を 4 週 8 休以上とする。

(5) 完全週休 2 日（土日）

対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、受発注者間の事前協議により、予めこれに変わる定休日を設定してもよいものとする。なお、受発注者間の事前協議によらない降雨、降雪等による予定外の現場閉所日については、振替現場閉所日にするとはできない。

(6) 月単位の週休 2 日

対象期間の全ての月において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日、日曜日の日数の割合が 28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

(7) 通期の週休 2 日

対象期間の現場閉所率が 28.5%以上の状態をいう。

(8) 4 週 8 休以上（港湾工事積算基準書により積算する工事の場合）

工事着手日以降の最初の土曜日又は月曜日を起算日とし、4 週間を 1 期間とした時、1 期間内に土日祝日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。

（発注）

第 4 条 発注方法は次のとおりとする。

(1) 特記事項型

土木工事標準積算基準書、土地改良工事積算基準により積算する工事の場合は、「通期の週休 2 日」以上とし、特記仕様書（特記事項型）（別紙 1－1）を添付して発注する。

(2) 発注者指定型

治山林道必携 により積算する工事の場合は「月単位の週休 2 日」、港湾工事標準積算基準書 により積算する工事の場合は「4 週 8 休以上」の達成を前提とした補正係数により費用を計上し、特記仕様書（発注者指定型）（別紙 1－2）を添付して発注する。

（実施方法）

第 5 条 週休 2 日制工事の実施方法は次のとおりとする。

- 1 土木工事標準積算基準書、土地改良工事積算基準により積算する工事においては、工事完成時、受注者は週休 2 日達成状況報告表（別紙 2 を参考とする）を監督員に提

出するものとする。

2 港湾工事標準積算基準書により積算する工事においては、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、現場着手日までに現場閉所計画表（別紙3を参考とする）を監督員に提出し、これに基づき施工を行う。なお、受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。
- (2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。
- (3) 監督員は、受注者に現場閉所実施表（別紙3を参考とする）等の資料を求め現場閉所率について確認を行う。なお、規定の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。

3 治山林道必携により積算する工事においては、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、完全週休2日（土日）の取組を希望する場合、現場着手前に発注者と協議するものとする。取組を希望しない場合は、月単位の週休2日に取り組むものとする。
- (2) 受注者は、現場着手日までに現場閉所計画表（別紙3を参考とする）を監督員に提出し、これに基づき施工を行う。なお、受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。
- (3) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。
- (4) 監督員は、受注者に現場閉所実施表（別紙3を参考とする）等の資料を求め現場閉所率等について確認を行う。その結果、第4条に定める補正係数に変更が生じる場合は、変更契約を行うものとする。

（費用の計上）

第6条 治山林道必携、港湾工事標準積算基準書により積算する工事においては、静岡県が定める「週休2日推進工事積算要領」に基づき、費用の計上を行うものとする。

（入札公告）

第7条 発注者は、週休2日制工事を実施する場合、入札公告において「週休2日を確保する工事」であることを明記する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和３年４月１日より施行する。

この要領は、令和４年２月１日より施行する

この要領は、令和５年４月１日より施行する。

この要領は、令和５年１１月１日より施行する。

この要領は、令和６年４月１日より施行する。

この要領は、令和６年１０月１日より施行する。

この要領は、令和７年１０月３日より施行する。

この要領は、令和８年４月１日より施行する。

この要領は、令和８年１０月１日より施行する。

【特記事項型（費用計上なし）】

浜松市週休 2 日制工事（土木工事）特記仕様書

本工事は、受注者が週休 2 日（通期の週休 2 日以上）に取り組み、その実施内容を監督員に報告しなければならない。なお、週休 2 日は、土日を休日とする週休 2 日工事の実施に取り組むなど、週休 2 日の取得を推進し、地域の実情や施工条件等を踏まえつつ、その取組の質の向上に努めなければならない。

週休 2 日の取扱いは、「浜松市週休 2 日制工事（土木工事）実施要領」の規定による。

【発注者指定型（費用計上あり）】

浜松市週休 2 日制工事（土木工事）特記仕様書

本工事は、発注者が「週休 2 日（治山林道必携 により積算する工事の場合は月単位の週休 2 日、港湾工事標準積算基準書 により積算する工事の場合は 4 週 8 休以上）」に取り組むことを指定する工事（発注者指定型）であり、その実施内容を監督員に報告しなければならない。なお、週休 2 日は、土日を休日とする週休 2 日工事の実施に取り組むなど、週休 2 日の取得を推進し、地域の実情や施工条件等を踏まえつつ、その取組の質の向上に努めなければならない。

週休 2 日の取扱いは、「浜松市週休 2 日制工事（土木工事）実施要領」の規定による。

(別紙 2)

[illegible]

完全週休2日（土日）
現場閉所計画表（実施表）

（別紙3）

工事名：□□○年度□○工事
工期限：□□○年10月1日～□□○年3月15日

週単位			[1]	[2]	[3]	[4]	[5]	[6]	[7]
			対象日数	完全週休 2日実施 有無	休工対象 日数 (土日)	現場閉所 実施日数	天候不良 による 現場閉所 日数	週休2日 費目補正 対象の 閉所日数	現場 閉所率
2026/10/1	～	2026/10/4	5	○		1	1	0	1
2026/10/5	～	2026/10/11	7	○		2	2	0	2
2026/10/12	～	2026/10/18	7	○		2	2	0	2
2026/10/19	～	2026/10/25	7	○		2	2	0	2
2026/10/26	～	2026/11/1	7	○		2	2	2	4
2026/11/2	～	2026/11/8	7	○		2	2	0	2
2026/11/9	～	2026/11/15	7	○		2	2	0	2
2026/11/16	～	2026/11/22	7	○		2	2	0	2
2026/11/23	～	2026/11/29	7	○		2	2	0	2
2026/11/30	～	2026/12/6	7	○		2	2	0	2
2026/12/7	～	2026/12/13	7	○		2	2	1	3
2026/12/14	～	2026/12/20	7	○		2	2	0	2
2026/12/21	～	2026/12/27	7	○		2	2	0	2
2026/12/28	～	2027/1/3	7	○		2	2	0	2
2027/1/4	～	2027/1/10	7	○		2	2	0	2
2027/1/11	～	2027/1/17	7	○		2	2	0	2
2027/1/18	～	2027/1/24	7	○		2	2	0	2
2027/1/25	～	2027/1/31	7	○		2	2	0	2
2027/2/1	～	2027/2/5	5	○		1	1	0	1
工事完了日（後片付け期間を除く）									
計			129	○	36	36	3	39	

2026 年 10 月						
日	月	火	水	木	金	土
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	1

2026 年 11 月						
日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	29	30	31	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	1	2	3	4	5	6

2026 年 12 月						
日	月	火	水	木	金	土
23	24	25	26	27	28	29
30	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	1	2	3

2026 年 1 月						
日	月	火	水	木	金	土
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	1

2026 年 2 月						
日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	29	30	31	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	1
2	3	4	5	6	7	8

2026 年 3 月						
日	月	火	水	木	金	土
23	24	25	26	27	28	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31	1	2	3	4	5

2026 年 4 月						
日	月	火	水	木	金	土
23	24	25	26	27	28	29
30	31	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	1	2	3

2026 年 5 月						
日	月	火	水	木	金	土
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2026 年 6 月						
日	月	火	水	木	金	土
25	26	27	28	29	30	31
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	1	2	3	4	5

月単位の週休2日、通期の週休2日
現場閉所計画表（実施表）

（別紙3）

工事名：□□○年度○○工事
工期限：□□○年10月1日～□□○年3月15日

開始月入力

年	月
2026	12

2026年12月																																○計	対象期間 日数
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木		
行事等																																	
計画																																	
																															0	31	

2027年1月																																○計	対象期間 日数
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		
行事等																																	
計画																																	
																															0	31	

2027年2月																																○計	対象期間 日数
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	1	2	3		
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		
行事等																																	
計画																																	
																															0	3	

2027年3月																																○計	対象期間 日数
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		
行事等																																	
計画																																	
																															0	31	

2027年4月																																○計	対象期間 日数
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1		
曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
行事等																																	
計画																																	
																														0	1		

2027年5月																																○計	対象期間 日数
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		
行事等																																	
計画																																	
																															0	31	

凡例

○：現場閉所

×：対象期間外

月単位の合否	未達成	
現場閉所日数	0	日
対象期間日数		日
現場閉所率	#DIV/0!	%

現場閉所率 = (現場閉所日数/対象期間日数) × 100 ※小数第2位切捨て

週休2日補正	#DIV/0!
--------	---------

(別紙 3)

年/月/日
2026/10/13

工期限：□□○年10月1日～□□○年3月15日

[illegible]

凡例
○：現場閉所
×：対象期間外

4週8休の可否	未達成	
現場閉所日数	0	日

週休2日補正	補正無
--------	-----

(別紙 3)

工事着手日入力

年/月/日
2026/10/13

2026/10/13

[illegible]

週休2日補正	補正無
--------	-----